

日本遺跡学会会則

2003年 2月 1日制定
2003年11月29日改定
2007年11月24日改定
2008年11月29日改定
2009年11月28日改定
2013年10月 5日改定
2014年11月29日改定

第1章 総則

第1条 本会は、日本遺跡学会（以下、本会という）と称する。

第2条 本会の事務局は、当分の間、奈良市二条町2-9-1 奈良文化財研究所に置く。

第3条 本会は、遺跡のあり方についてさまざまな分野から総合的に研究することを目的する。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 研究集会の開催
- 2 研究集会成果報告、その他の出版物の刊行
- 3 内外の学術団体との交流
- 4 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

第5条 本会の会員は次の2種とし、正会員をもって構成する。

- 1 正会員 本会の目的に賛同して入会し、本会の活動に参加する個人、組織または団体。
- 2 賛助会員 本会の事業に賛同し、支援する民間の企業、団体、組織または団体。

第6条 本会に入会しようとする者は、本会の定める入会申込書を会長に提出し、運営委員会の承認を得るものとする。

第7条 1 会員は所定の会費を納めなければならない。
2 会費を満3か年度以上にわたり滞納した会員については、資格停止とする。ただし、滞納分を全額納めた場合には、資格停止の処分を取り消すこととする。

第8条 前条第2項の措置を講じた後、滞納した会費を納めない会員は、運営委員会において退会したものとみなすことができる。

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付し会長に退会届を提出する。

第10条 運営委員会が会員として不適当と認めた会員は、これを除名することができる。

第11条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

第12条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 運営委員 運営委員選挙規定による人数
- 4 会計監査 2名
- 5 幹事 若干名

第13条 1 会長は、正会員のうちから運営委員会が推薦し、総会において決定する。会長は本会を代表し、会務を統括する。
2 副会長は、正会員のうちから運営委員会が推薦し、総会において決定する。副会長は、会務の統括に關し、会長を補佐する。また、会長に支障のある

ときは、職務を代行する。

- 3 運営委員は、別に定める規定により正会員のうちから互選され、会務を執行する。
- 4 運営委員会は運営委員数の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- 5 会計監査は、正会員のうちから運営委員会が推薦し、総会において決定する。会計監査は本会の会計を監査する。
- 6 幹事は会長が委嘱し、会長および運営委員を補佐する。

第14条 運営委員会が所掌する会務は、庶務、会計、涉外、企画とする。

第15条 役員の任期は2年とする。

第4章 総会

第16条 1 本会は総会を毎年1回開催する。但し、会長は必要に応じ臨時に総会を招集することができる。

- 2 総会においては、事業計画、予算、決算を審議、承認する。
- 3 総会は正会員で構成し、正会員数の1割以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

第5章 会計年度及び会費

第17条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第18条 本会の会費は年額、正会員8,000円、賛助会員30,000円とする。但し、会員が学生である期間は、会額を年額4,000円に減免する。

第19条 1 会員は、各会計年度の会費を当該年度の6月末日までに納付するものとする。
2 会費を2か年度以上にわたり滞納した場合には、会報・学会誌の送付を停止することとする。ただし、滞納分を全額支払った場合には、これを再開するものとする。

第6章 その他

第20条 顧問は、必要に応じて一定の期間を定め、これを置くことができる。

第21条 会則の変更は総会における承認による。

運営委員選挙規定

第1条 運営委員の選挙人・被選挙人は、選挙の年の1月1日における正会員全員とし、その年の2月に郵便による選挙を行う。

第2条 選挙により選出する運営委員の数は、10名以上15名以内とする。

第3条 選挙人は運営委員定数に対して連記の上、無記名投票を行う。但し、定数未満の連記も有効とする。

第4条 選挙の管理は選挙管理委員会が行う。選挙管理委員は4名とし、運営委員会が選出する。

第5条 選挙により選出された運営委員のほかに、会長の推薦により3名以内の運営委員を追加することができる。